

会報

宮崎県建設業協会機関誌 No. 413号

Monthly Association Construction Industry NEWS

2009
3
March



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

| | |
|-------------------------------------------------|----|
| ◇平成21年3月行事予定 | 1 |
| ◇平成21年4月上旬行事予定 | 2 |
| ◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（2月分） | 2 |
| ◇県協会 会員の動き | 2 |
| ◇宮崎県建設業協会 | |
| 1. 第11回常務理事会並びに県土整備部との意見交換会を開催 | 3 |
| 2. 「ゼロ債金融保証」のご案内 | 4 |
| 3. 平成21年度宮崎県産業開発青年隊隊員の追加募集について | 8 |
| ◇雇用改善コーナー | |
| 1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内 | 8 |
| 2. 建設教育訓練助成金のご案内 | 10 |
| ◇技 士 会 | |
| 1. 平成21年度1級（学科）2級 土木施工管理技術検定試験受験準備講習会（ご案内） | 12 |
| 2. 平成21年度1・2級土木施工管理 技術検定試験の「願書受付」について | 12 |
| 3. 平成20年度2級土木施工管理技術検定の「合格発表」 | 13 |
| 4. 平成21年度監理技術者の講習会の日程について | 14 |
| ◇建 退 共 | |
| 1. 建退共手続きについて（よくある質問等） | 15 |
| 2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分） | 16 |
| ◇厚生年金基金 | |
| 1. 事業概況（1月分） | 16 |
| ◇建 災 防 | |
| 1. 平成22・23年度入札参加資格審査における 「会員証明書」交付条件の変更等について | 17 |
| 2. 技能講習修了証等の「即日交付」について！ | 17 |
| 3. 平成20年度建設業年度末労働災害防止強調月間について | 17 |
| ◇火薬協会 | |
| 1. 平成21年火薬類保安講習会の開催について | 20 |
| ◇保証会社 | |
| 1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（1月分） | 21 |
| ◇試験・研修等のご案内 | |
| 1. 平成21年度浄化槽設置者講習会の開催について | 22 |

平成21年3月行事予定表

| 日 | 曜 | 県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会 | 建災防・建退共・厚年基金 | 協同組合・火薬協会・保証会社 |
|----|---|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1 | ㊤ | | | |
| 2 | 月 | | | |
| 3 | 火 | | | |
| 4 | 水 | | | |
| 5 | 木 | | | |
| 6 | 金 | 宮崎県建設業協会建築委員会 鹿児島営繕事務所との意見交換会 宮崎県建設業協会第2回建築委員会 | 建災防全国事務局長会議（東京） 基金企業年金連合会九州地方協議会 宮崎部会第5回連絡打合せ | |
| 7 | 土 | 県産業開発青年隊修了式（宮崎） 県立産業技術専門校修了式（西都） | | |
| 8 | ㊤ | 平成20年度（下期）1～4級建設業経理検定試験（宮崎大学） | | |
| 9 | 月 | | 基金資産運用検討委員会 基金平成20年度第4回代議員会 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（14日まで清武） | |
| 10 | 火 | 全国建設業協会評議員会（東京） 九州技士会事務局会（福岡） | 建退共運営委員会・評議員会（東京） | |
| 11 | 水 | 建設業福祉共済団都道府県建設業協会会長会（東京） 建設業振興基金第2回参与会（東京） 全国建産連総務・広報、構造合同会議（東京） | 建災防本部理事会（東京） 基金企業年金連合会加入員原簿の記録整備等に係る事務処理説明会（大阪） | |
| 12 | 木 | | 基金九州地区総合厚生年金基金協議会平成20年度第1回役員会（福岡） | |
| 13 | 金 | | 災防団体連絡協議会（宮崎） | |
| 14 | 土 | | | |
| 15 | ㊤ | | | |
| 16 | 月 | | 基金納入告知書発送 | 組合建設業振興基金助成事業説明会（東京） |
| 17 | 火 | | | |
| 18 | 水 | 宮崎県建設業協会常務理事会 宮崎県議会2月定例会閉会 | | |
| 19 | 木 | | | |
| 20 | 金 | 春分の日 | 春分の日 | 春分の日 |
| 21 | 土 | | | |
| 22 | ㊤ | | | |
| 23 | 月 | | 建退共支部事務局長会議（東京） | |
| 24 | 火 | 全国建設業協会専務・事務局長会議（東京） 建設業振興基金全国協議会（東京） | | |
| 25 | 水 | | | |
| 26 | 木 | | | |
| 27 | 金 | | | |
| 28 | 土 | | | |
| 29 | ㊤ | | | |
| 30 | 月 | | | |
| 31 | 火 | | | |

平成21年4月上旬行事予定表

| 日 | 曜 | 県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会 | 建災防・建退共・厚年基金 | 協同組合・火災協会・保証会社 |
|----|---|------------------------------|------------------------------------|----------------|
| 1 | 水 | | | |
| 2 | 木 | | 安全管理担当者（建築）のための リスクアセスメント教育（宮崎） | |
| 3 | 金 | | 小型車両系建設機械特別教育 （4日まで清武） | |
| 4 | 土 | | | |
| 5 | 日 | | | |
| 6 | 月 | | | |
| 7 | 火 | | | |
| 8 | 水 | 九州建設業協会第1回会長・専務 理事会議（福岡） | | |
| 9 | 木 | | | |
| 10 | 金 | | 高所作業車運転技能講習 （12日まで清武） | |
| 11 | 土 | | | |

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内（2月分）

【ホームページ】

| | 項 目 | 所 管 | 形 式 |
|---|-----------------------------------------|-----------|-----|
| 1 | 「ゼロ債金融保証」のご案内 | 西日本建設業保証㈱ | PDF |
| 2 | 平成21年度 宮崎県産業開発青年隊隊員の追加募集について（申込締切3月24日） | 宮 崎 県 | PDF |

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

（2月1日～28日）

【代表者、組織、所在地等】

| 地区（市）名 | 会 社 名 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|--------|-------------|-----------|-----------------------------|---------------------------|
| 宮 崎 | 関 屋 興 業 (有) | 所在地 | 〒880-0926 宮崎市月見ヶ丘5丁目6番2号 | 〒880-0837 宮崎市村角町2250番地 |
| | | 電話番号 | 0985-51-3960 | 0985-67-6139 |
| | | FAX番号 | 0985-51-3202 | 0985-67-6140 |
| | | (有) 深 田 組 | 代表者 | 深 田 由美子 |
| 日 南 | 井 野 建 設 (有) | 代表者 | 井 野 安 己 | 井 野 栄 |
| 日 向 | (有) 興 南 産 業 | 代表者 | 長 友 安 志 | 長 友 安 彦 |

【退 会】

| 地区（市）名 | 会 社 名 | 代 表 者 名 |
|--------|-------------------|---------|
| 宮 崎 | (株) 田 嶋 建 設 | 田 嶋 久 美 |
| 都 城 | (株) 丸 野 建 設 | 丸 野 政 裕 |
| 延 岡 | (株) 志 多 組 延 岡 支 店 | 黒 木 勲 |

宮崎県建設業協会

1. 第11回常務理事会並びに県土整備部との意見交換会を開催

第11回常務理事会が、平成21年2月19日（木）午前10時より県建設会館2階「委員会室」において開催され、主な議題については下記のとおりである。

また、常務理事会終了後、11時より県土整備部の幹部との意見交換会（次年度予算説明等）が行われた。（下記参照）

常務理事会の議題については、

- 議題1 平成21年度全建会長表彰の推薦について
- 議題2 平成20年度決算見込と次年度県協会運営について
- 議題3 平成21年度理事会及び総会日程について
- 議題4 国交省九地整及び県土整備部との意見交換について
- 議題5 次回常務理事会の開催日時について
- 議題6 その他



について審議され、主な審議内容については、下記のとおりである。

議題1「平成21年度全建会長表彰の推薦について」は、各地区建設業協会から推薦のあがった全建表彰規定第2条「特別功労者表彰」6名、第4条「会社表彰」11社、第5条「従業員表彰」5名の推薦については、原案どおり承認された。

議題2「決算見込と次年度県協会運営について」は、事務局より、平成20年度予算執行・決算見込み、21年度会費算定案の説明を行った。これに伴い、議長より「20年度の会費については、業界の厳しさを考慮し算定された会費額より30%減額した会費としたが、21年度も会員の減少と完工高の減少もあり、20年度同様30%減額でまず積算したところ、約1,300万円の減額となっている。いま事務局から20年度の決算見込みが提示されたが、具体的には予算編成をして3月、4月の常務理事会に上程し審議して頂く。今後も会員が減少していくことも予想され、そのためにも予備費で400~500万円程度準備し、対応して行かなければならない。また、平成20年度当初に思い切った組織改革と人員整理、給与の見直しを行い、これ以上事務局の切りつめや削減はできないが、会費積算で1万2千円の年会費が1割もあり、次年度予算編成については、今後正・副会長と事務局で協議を重ね、会員への負担をできるだけ掛けないよう努力していきたい。」と議長が発言され、会費の3割減額並びに流動資産の取崩し及び予備費の手当の考え方については、全員の了承を得た。

議題3「平成21年度理事会及び総会日程について」は、県知事日程調整との関係もあり、通常総会5月25日（月）、理事会5月12日（火）を開催予定とし、全員の了承を得た。

議題4「国交省及び県土整備部との意見交換について」は、当日の本県の提案事項は、①長崎県の最低制限価格の引上げの試行に伴う国交省との関係について ②公共工事設計労務単価（基準額）の新たな手法について ③平成21・22年度の入札参加資格審査（主観・客観点数）の変更の有無についての3点を、事前に提案することを報告した。

議題5「次回常務理事会の開催日時について」は、3月18日（水）12:00集合、13:00開会と決定した。

議題6「その他」として、①長崎県の最低制限価格の引き上げについては、事務局より資料で説明をし、試行ではあるが最低制限価格90%設定と、離島の3千万円以下の指名競争入札復活について、公契連モデル、建設省基準で上限85%と会計検査院との関係で超えられなかった部分について、活発な議論となった。

次に、②産業開発青年隊隊員について、山崎副会長より追加募集の説明があり、また、先般行われた青年協会と会議報告があり、指定管理者制度を導入されることになったと報告した。また、先般行われた総務委員会の報告もあり、議論となった事項について報告がなされた。

午前11時、すべての議題を協議、終了し、このあと引き続き、5階会議室において、県土整備部濱砂総括次長、岡田・児玉技術次長、管理課長以下6名、技術企画課長以下4名計12名参加し、平成21年度当初予算の説明と意見交換がなされた。

説明内事項

- 1) 平成21年度県土整備部当初予算案
- 2) 建設業と地域の元気回復事業（国事業）

最低制限価格、22・23年度入札参加資格、設計単価の見直し等様々な意見が交わされたが、長崎県の最低制限価格90%への引き上げについて、「宮崎県も業者が生き残れるような入札改革を進めていただきたい」と訴え、また、「我々は県と一緒に県土整備を邁進している。制度等の改正の際は、試行する前に、ある程度煮詰まった時点で、協会（業界）との懇談の場を設けていただきたい」と再度要望した。



2. 「ゼロ債金融保証」のご案内

西日本建設業保証(株)

公共工事の前払金保証につきましては、平素よりご利用をいただき誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、政府は最近の経済情勢により、平成20年度補正予算において、公共工事の追加を行いました。このうちの一部は、本年度中に前払金等工事代金の支払いがなされない、いわゆるゼロ国債工事等が予定されており、当該工事を受注された建設企業の皆様にとりましては、本年度分の工事着工資金の調達に関心をもたれているところとご推察申し上げます。

当社といたしましては、国土交通省から要請を受け、建設企業の資金調達の円滑化と公共工事の適切な施工を確保するため、平成20年度ゼロ国債工事等に係る公共工事金融保証事業「ゼロ債金融保証」を実施することとしました。

皆様のお役にたてればと存じますので、ご利用をお待ちしております。

1. 「ゼロ債金融保証」とは

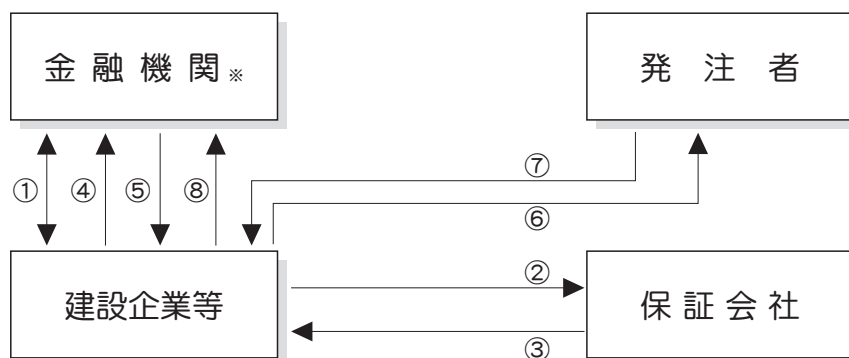
建設企業の皆様、受注したいわゆるゼロ国債工事等に係る公共工事の施工に必要な着工資金を金融機関から融資を受ける場合、当社がその債務を保証するものです。

2. 今回対象となる工事

平成20年度に発注者と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に前払金等支出を伴わない工事が対象となります。

なお、保証金額については平成21年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内となります。

「ゼロ債金融保証」の手続きについて



- ①保証付き融資申込み、貸付承諾の交付
 ②金融布保証申込み
 ③金融保証証書発行
 ④金融保証証書寄託
 ⑤融資実行、借入金預託

- ⑥前払金請求
 ⑦前払金支出
 ⑧借入金返還

※当社と金融保証の業務委託を締結している金融機関

3. お申し込みの前に

「ゼロ債金融保証」をご利用いただくには、以下の条件を満たしていることが必要となります。

- ① 平成21年度に前払金の支払いが予定されている工事であること。
- ② 低入札価格調査等の対象となった工事でないこと。
- ③ 当該公共工事の施工に係る資金の融資について、別に定める金融機関※から（当社の金融保証を条件として）貸付の承諾が得られること。

※ 「別に定める金融機関」とは、当社と金融保証の業務委託契約を締結している金融機関となります。詳しくは、当社支店にご確認ください。

（注）本年度のご利用にあたっては、金融機関ならびに当社の調査があり、お客様のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 保証手続き

(1) 保証申込書類

- ① 保証申込書兼貸付承諾書 ② 請負契約書（写）
 ③ 借入金使途内訳明細書 ④ その他必要書類（償還計画書等）

※保証申込書等、当社に提出された書類に事実と異なる記載があると当社が認めた場合には、保証をお断りする場合があります。

(2) 借入金の預託

借入金は、金融保証専用の普通預金口座に入金されます。

(3) 保証料率

保証料率 日歩 3 厘（年利換算 1.095%）

保証料（借入金額×貸付実行日から償還日までの日数×0.00003）

ただし、保証契約の際には保証契約日から保証期限までの日数で算出した額を受け取り、借入金の償還後精算いたします。

(4) 貸付利率（借入金に対する金利）

金融機関所定の利率となります。

(5) 借入金の返済方法

後日、当該工事より支出される前払金でご返済いただきます。

(6) その他

「ゼロ債金融保証」をご利用になられた工事についても「地域建設業経営強化融資制度」のご利用が可能※です。詳しくは当社支店にお問い合わせください。

※同制度を導入している発注者の工事に限ります。

3. 平成21年度宮崎県産業開発青年隊隊員の追加募集について

平成21年度の産業開発青年隊隊員を次の要領で追加募集いたします。

◎受付期間、試験日時及び試験会場等

| 項目 | 内 容 | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 課 程 | 定 員 |
| 平成21年度 募集人員 | 施工管理課程 | 40名程度（男女） |
| | 専攻課程 | 20名程度（男女） |
| | 計 | 60名程度（男女） |
| 受付期間 | 平成21年2月16日（月）～平成21年3月24日（火）郵送必着。ただし、持参の場合、3月26日（木）午後2時まで受け付けます。 | |
| 試験概要 | 面接試験日時 施工管理課程 専攻課程 | 平成21年3月9日（月）から 平成21年3月26日（木）までの期間において、平日（土・日・祝日を除く）に随時、実施します。 ※1 希望日時を参考に、試験日時を連絡します。 ※2 持参の場合、持参した当日に受験することも可能です。この場合、実施時間等を調整する必要がありますので、前日までに必ず電話で連絡し、時間等を確認してください。 |
| | 試験種目 | 作文、個人面接 |
| | 試験時間等 | 受付 指定された日時の10分前 説明 作文試験に先立ち、10分程度 作文試験 1時間（1,000字程度） 個人面接 1人10分程度 試験は、午前9時～午後5時までの時間帯で実施予定 |
| | 試験会場 | 宮崎会場……建設技術センター |
| | 合格発表 | 発表日時 平成21年3月27日（金）午後1時 発表方法 合格者の受験番号を建設技術センター正面玄関に掲示するほか、受験者全員に合否結果を通知します。 |

◎応募資格

1. 施工管理課程（教育訓練期間は1年間）

1) 県内在住者又は県内出身者で、全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女で、昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者（平成21年4月1日現在で18歳以上30歳以下）で、高等学校卒業程度の学力を有する者。

2. 専攻課程（教育訓練期間は1年間）

1) 県内在住者又は県内出身者で、全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女で、昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（平成21年4月1日現在で20歳以上30歳以下）で、大学、短大及び工業高等専門学校等において、土木又は建築工学系の課程を卒業若しくは卒業見込みの者。

◎応募手続き

次の書類を提出してください。

1. 施工管理課程一般選考試験

- 1) 宮崎県産業開発青年隊受験願書（写真は、3ヶ月以内に撮影したもの）
- 2) 入隊志願理由書（一般選考試験用）
- 3) その他の書類

①高校在学者：調査書（進学用：申込日の属する前学期のもの）

②中学、高校卒業者：卒業証明書、成績証明書

（成績証明書が提出できない場合は、下記の問い合わせ先に相談してください。）

2. 専攻課程一般選考試験

- 1) 宮崎県産業開発青年隊受験願書（写真は、3ヶ月以内に撮影したもの）
- 2) 入隊志願理由書（一般選考試験用）
- 3) その他の書類
 - ①大学、短大、高専等在学者：卒業見込証明書、成績証明書
 - ②大学、短大、高専等卒業者：卒業証明書、成績証明書
（成績証明書が提出できない場合は、下記の問い合わせ先に相談してください。）

3. 入隊選考試験手数料

宮崎県収入証紙で2,200円を願書に貼付してください。

◎受験願書の配布先

宮崎県建設技術センターをはじめ、県内の高等学校、西臼杵支庁、最寄りの土木事務所に置いてあります。また、宮崎県建設業協会HPからもダウンロード可能です。

◎受験願書の提出先及び問い合わせ先

宮崎県建設技術センター 計画調整担当

〒889-1602 宮崎県宮崎郡清武町大字今泉丙2559-1 TEL 0985(85)1515 FAX 0985(85)2991

◎受験願書の受付

1. 施工管理課程・専攻課程選考試験

土曜日・日曜日・祭日を除き、平成21年2月16日（月）から受付を開始します。願書受付の期限は、郵送の場合、平成21年3月24日（火）までの必着、持参の場合は、平成21年3月26日午後2時までとなります。

2. 願書受付後は、いかなる理由があっても試験手数料等の返金はできません。

◎受験票の交付

願書などの提出書類を審査した後、願書を受理した時は、随時、試験の日時を電話又はFAX、eメールで連絡します。願書を受理した日から試験日までに7日以上確保できる場合は、受験票を郵送します。7日未満の場合や持参当日の受験の場合は、試験当日に受験票を交付します。

なお、連絡がこない等不明な時は、上記の問い合わせ先に連絡・確認してください。

◎入隊にあたって（参考）

1. 施工管理課程における年間経費（平成21年度の見込みです。）

| 入隊料 (入隊時) | 授 業 料 | | 入隊時経費 (見込み) | その他の経費 (資格試験受験費用、寮費等) 年間30万円程度が別途必要 |
|--------------|----------|--------|----------------|-------------------------------------------|
| | 年 額 | 月 額 | | |
| 5,650円 | 108,900円 | 9,900円 | 13万円程度 | |

※1 入隊時経費については、主に教科書、制服、実習服、製図道具などです。

※2 資格試験受験費用については受験の都度、寮費については実費を毎月（実費2～3万円程度）徴収します。また、その他必要な経費が生じた場合も別途徴収します。

2. 専攻課程における年間経費（平成21年度の見込みです。）

| 入隊料 (入隊時) | 授 業 料 | | 入隊時経費 (見込み) | その他の経費 (資格試験受験費用、寮費等) 年間30万円程度が別途必要 |
|--------------|----------|--------|----------------|-------------------------------------------|
| | 年 額 | 月 額 | | |
| 5,650円 | 108,900円 | 9,900円 | 8万円程度 | |

※1 入隊時経費については、主に教科書、制服、実習服、製図道具などです。

※2 資格試験受験費用については受験の都度、寮費については実費を毎月（実費2～3万円程度）徴収します。また、その他必要な経費が生じた場合も別途徴収します。

3. 在隊中に受験できる資格免許の種類

大型特殊自動車運転免許、車両系建設機械運転技能修了証、火薬類取扱保安責任者免状、危険物取扱者免状、アーク溶接特別教育講習修了証、玉掛技能講習修了証、小型移動式クレーン運転技能講習修了証、測量士補等

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい 職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに賃金の一部が支給されます。
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、賃金上限5000円/1人1日(6日分を限度))

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力アピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

3 高齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高齢労働者等に配慮した処遇制度(継続雇用制度等)や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 賃金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は随時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

- 例えは ●1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 など
にその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

6 社会保険労務士等の利用

- 例えは ●上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその
経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(50万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

| (今回の事例の内訳) | |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【A社負担額】 | 【助成額】 |
| 企業案内の作成経費 | |
| 300,000円…① | 300,000円×1/2=150,000円…④ |
| シャワー室の設置経費 | |
| 65,000円(※イ)×6ヶ月=390,000円…② (※イ)=1ヶ月当たりの賃借料 | 390,000円×1/2=195,000円…⑤ |
| 雇用管理研修の受講経費 | |
| 10,000円(※ロ)×1日間×2名=20,000円…③ (※ロ)=受講者(雇用保険の被保険者)の通常の賃金日額 | 10,000円(※ハ)×0.8=8,000円 8,000円>5,000円(※ニ)のため 5,000円(※ニ)×1日間×2名=10,000円…⑥ (※ハ)=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 (※ニ)=賃金日額の支給限度額 |
| 合 計 | |
| 実施経費 710,000円 (①+②+③) | 助成額 355,000円 (④+⑤+⑥) |

機構の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

| 技能講習 | 教習 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 酸素欠乏危険作業主任者技能講習 | クレーン運転実技教習 |
| 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 | |
| 床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習 | |
| 小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習 | |
| ガス溶接技能講習 | |
| 車両系建設機械（ <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> （ 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 ） </div> 運転技能講習 | 移動式クレーン運転実技教習 |
| 車両系建設機械（解体用）運転技能講習 | |
| 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習 | |
| 不整地運搬車（1t以上）運転技能講習 | |
| 高所作業車（10m以上）運転技能講習 | |
| 玉掛け技能講習 | |

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が **助成** します。

※助成に当たっては一定の条件があります。

機構の取り扱う助成金について
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

信頼される仕事は 安心できる職場から

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

| (今回の事例の内訳) | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【A社負担額】 | 【助成額】 |
| 第2種(経費助成) | |
| 100,000円(※イ)×5名=500,000円…① (※イ)=1人当たりの受講料100,000円 | 500,000円×70%=350,000円…③ |
| 第4種(賃金助成) | |
| 9,000円(※ロ)×6日間×2名=108,000円 10,000円(※ロ)×6日間×1名=60,000円 11,000円(※ロ)×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② (※ロ)=受講者(雇用保険の被保険者)の通常の賃金日額 | 10,000円(※ハ)×0.8=8,000円 8,000円>5,000円(※ニ)のため 5,000円(※ニ)×6日間×5名=150,000円…④ (※ハ)=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 (※ニ)=賃金日額の支給限度額 |
| 合 計 | |
| 実施経費 800,000円 (①+②) | 助成額 500,000円 (③+④) |

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教習及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
 - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技連マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の間隔の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期限を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

技 士 会

1. 平成21年度 1 級（学科） 2 級土木施工管理技術検定 試験受験準備講習会（ご案内）

「CPDS認定」

1 級・2 級土木施工管理技士検定試験が今年も福岡市（2 級鹿児島市）で開催されます。私ども土木事業を施工する者に必要な資格試験ですので、資格取得をおすすめいたします。

その準備といたしまして、下記のとおり講習会を計画いたしましたので参加されますようご案内いたします。

| | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 程 | 1 級学科講習 平成21年 4 月22日（水）～平成21年 4 月24日（金） 平成21年 5 月13日（水）～平成21年 5 月15日（金） 6 日間 2 級学科講習 平成21年 7 月22日（水）～平成21年 7 月24日（金） 平成21年 7 月29日（水）～平成21年 7 月31日（金） 6 日間 |
| 受 講 料 | 1 級 43,000円（テキスト・実力テスト・問題集含） 2 級 42,580円（ " " ） |
| 場 所 | 宮崎市橋通東 2 丁目 9 番19号「宮崎県建設会館」 |
| 問 合 せ | 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 各地区建設業協会へおたずねください 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 |

☆ 建設教育訓練助成金のご案内

建設事業主の方が授業員の技術向上のために、登録教育機関である当技士会が実施する各種の技術講習会を受講された場合は、建設教育助成金として労働者に 1 人につき 1 日当たり最高5,000円が国から賃金の助成金が支給されます。

詳細に付いては、独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センターへ
（宮崎市大字恒久4241番地 TEL0985-51-1511）にお問い合わせください。

2. 平成21年度 1・2 級土木施工管理技術検定試験の 「願書受付」について

この技術検定試験は土木工事に従事する施工管理技術者の技術の向上と技術水準の確保を図る目的として建設業法第27条の定めにより設けられた技術検定制度であります。

この資格を取得されますと、土木工事現場における工程管理、品質管理、安全管理、原価管理など工事の施工に必要な技術上の管理を適切に行う事が出来ます。

この国家資格がないと、建設土木工事を行うことは出来ません。

受付期間 平成21年 4 月 1 日（水）～平成21年 4 月15日（水）

詳しいことは、宮崎県土木施工管理技士会へ（TEL0985-31-4696）

* 1・2 級の受験願書の受付期間が短いので早めに準備しておいて下さい。

3. 平成20年度2級土木施工管理技術検定の「合格発表」

去る、平成20年10月26日に2級土木施工管理技術検定の「学科・実地試験」が行われました。その、結果について平成21年2月17日に（財）全国建設研修センターから発表があり、合格者にはすでに通知がなされているところであります。

つきましては、各試験地における合格者数等は下記のとおりとなっております。

なお、（財）全国建設研修センターのホームページ（<http://www.jctc.jp/>）でも合格者受験番号が掲載されていますので併せてご連絡いたします。

「実地試験」の合格者については、所定の手続きを行うことで技術検定合格証明書が交付され「2級土木施工管理技士」と称することができます。

また、本年度の学科試験のみの合格者は、平成21年度2級土木施工管理技術検定試験の「学科試験」免除の手続きを行うことにより、直接「実地試験」を受験することが出来ます。

平成20年度2級土木施工管理技術検定試験「学科・実地」結果表

（平成20年10月26日実施 全国19地区37会場）平成20年10月26日実施
平成21年2月17日発表

| 試験地 | 学 科 試 験 | | | | | 実 地 試 験 | | | | |
|-----|----------------|---------|--------------|---------|--------------|----------------|---------|--------------|---------|--------------|
| | 受 験 予 定 者 数 | 出 席 者 数 | 出 席 率 (%) | 合 格 者 数 | 合 格 率 (%) | 受 験 予 定 者 数 | 出 席 者 数 | 出 席 率 (%) | 合 格 者 数 | 合 格 率 (%) |
| 札 幌 | 1,330 | 1,011 | 76.0 | 466 | 46.1 | 1,512 | 1,177 | 77.8 | 318 | 27.0 |
| 釧 路 | 316 | 249 | 78.8 | 72 | 28.9 | 317 | 246 | 77.6 | 50 | 20.3 |
| 青 森 | 876 | 715 | 81.6 | 238 | 33.3 | 85 | 655 | 80.4 | 195 | 29.8 |
| 仙 台 | 2,702 | 2,113 | 78.2 | 773 | 36.6 | 2,628 | 2,022 | 76.9 | 640 | 31.7 |
| 秋 田 | 640 | 519 | 81.1 | 192 | 37.0 | 706 | 573 | 81.2 | 162 | 28.3 |
| 東 京 | 8,336 | 6,232 | 74.8 | 2,641 | 42.4 | 9,297 | 7,033 | 75.6 | 1,965 | 27.9 |
| 新 潟 | 1,542 | 1,207 | 79.2 | 484 | 40.1 | 1,703 | 1,363 | 80.0 | 359 | 26.3 |
| 富 山 | 1,257 | 1,011 | 80.4 | 430 | 42.5 | 1,268 | 1,016 | 80.1 | 253 | 24.9 |
| 静 岡 | 1,136 | 890 | 78.3 | 354 | 39.8 | 1,219 | 951 | 78.0 | 216 | 22.7 |
| 名古屋 | 3,532 | 2,763 | 78.2 | 1,085 | 39.3 | 3,824 | 3,039 | 79.5 | 821 | 27.0 |
| 大 阪 | 5,414 | 4,057 | 74.9 | 1,569 | 38.7 | 6,031 | 4,637 | 76.9 | 1,075 | 23.2 |
| 松 江 | 694 | 562 | 81.0 | 255 | 45.4 | 707 | 577 | 81.6 | 185 | 32.1 |
| 岡 山 | 1,141 | 904 | 79.2 | 347 | 38.4 | 1,281 | 1,025 | 80.0 | 257 | 25.1 |
| 広 島 | 1,446 | 1,107 | 76.6 | 448 | 40.5 | 1,571 | 1,218 | 77.5 | 354 | 29.1 |
| 高 松 | 1,316 | 1,060 | 80.5 | 391 | 36.9 | 1,407 | 1,123 | 79.8 | 295 | 26.3 |
| 高 知 | 452 | 357 | 79.0 | 143 | 40.1 | 502 | 405 | 80.7 | 105 | 25.9 |
| 福 岡 | 4,643 | 3,650 | 78.6 | 1,419 | 38.9 | 4,844 | 3,794 | 78.3 | 978 | 25.8 |
| 鹿児島 | 1,434 | 1,157 | 80.7 | 449 | 38.8 | 1,422 | 1,128 | 79.3 | 292 | 25.9 |
| 沖 縄 | 553 | 398 | 72.0 | 125 | 31.4 | 599 | 437 | 73.0 | 89 | 20.4 |
| 計 | 38,742 | 29,962 | 77.3 | 11,881 | 39.7 | 41,653 | 32,419 | 77.8 | 8,609 | 26.6 |

上表の通り、学科試験の合格率は全国平均で39.7%、昨年の42.0%を2.3%も下回りました。その中で鹿児島会場を見ると、合格率38.8%と全国平均を0.9%下回りました。また、昨年の39.3%をわずかに約0.5%下回りました。

実地試験は、全国平均合格率26.6%と、昨年の28.4%を1.8%下回りました。

福岡会場の合格率も25.9%と全国平均を僅か0.7%下回りました。今年度は昨年に比して、わずかではあります厳しい結果となりました。年々厳しくなる傾向にあります。来年度の奮起を期待致します。

4. 平成21年度監理技術者の講習会の日程について

建設業法の一部改正により、平成16年3月1日より講習を受講しなくても「管理技術者資格者証」が更新のみで交付されるようになりました。

(但し、公共事業を施工される方は、今までどおり受講しなければなりません)

平成21年度も昨年に引き続き宮崎県土木施工管理技士会主催で下記のとおり4回開催いたしますので、自分の都合のいい日に受講してください。

21年度の講習会日程をお知らせいたします

【CPDS認定】

| 日 程 | 会 | 場 |
|----------------|------------|------------------------------|
| 平成21年5月20日(水) | 「宮崎県技士会主催」 | 宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台(宮大前) |
| 平成21年8月5日(水) | 「宮崎県技士会主催」 | |
| 平成21年11月18日(水) | 「宮崎県技士会主催」 | |
| 平成22年2月10日(水) | 「宮崎県技士会主催」 | |

*受講者のユニット数は「12UNIT」になります。

監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を修了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければいけません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格者証と同様に携帯しておくことが望まれます。

20年度最後の「監理技術者講習会」終わる

平成20年度第4回の「監理技術者講習会」を、去る平成21年2月6日(金)に宮崎市学園木花台の「宮崎県職業能力開発協会」ホールで開催いたしました。多数の方々が熱心に受講されました。

監理技術者講習会のもよう



実力とは他人が言い、他人が決めることである

建退共

1. 建退共手続きについて（よくある質問等）

1 『加入時の手続きについて』

- ・手帳を持っていないかの確認……新規雇用した場合、従業員さんが手帳をもっていないかを必ず確認して下さい。手帳はおひとり1冊です。2冊お持ちの場合は申し出てください。
- ・共済手帳の遡りができます……事務処理の遅れ等により、手帳申込をしていなかった場合は、過去2年間分の遡り処理が可能です。
～必要書類～ 手帳申込書・出勤簿（コピー）・賃金台帳（コピー）・遡り申請書
- ・新規申込用紙は4枚複写です……新規の用紙は、手帳をつくる従業員さんの住所を記入する様になりました。後日、手帳を作った事を本人様へ通知いたします。
- ・会社の役員への加入について……代表者及び役員（役員報酬を受けている方）は加入することができません。
- ・中退金に加入していませんか……会社が同じ方に建退共も中退共も掛けることはできません。同時に掛けている場合は申し出てください。

2 『更新の手続きについて』

- ・更新用紙は2種類あります……更新用紙は1冊目（掛金助成手帳）用の＜掛金助成申請書＞と2冊目以降の手帳用の＜更新申請書＞があります。
- ・更新は9ヶ月間はできません……手帳は1冊が250日貼付できます。出勤日数が月に28日の場合9ヶ月後に更新できます。
- ・手帳には消印をして下さい……証紙は出勤日数に応じて貼付し、消印を押して下さい。手帳には1日券と10日券を混ぜて貼る事ができます。
- ・証紙の多貼付について……共済手帳に証紙を張り忘れていた場合や更新手続きが遅れてしまった時は、証紙を最大730日まで貼付することができます。掛金助成手帳は680日までです。

| | |
|--------------------------|---|
| ★ 建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ） | ★ |
| ★ お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ） | ★ |

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（1月分）

建退共宮崎県支部

| 月別 | 区分 | | 月別 | 手帳更新 状 況 | 退職金支給状況 | | 掛金収納状況 (12月分) |
|-------|-------------|-------------|---------|-------------|---------|------------|------------------|
| | 共 済 契約者数 | 被共済者数 | | | 冊 | 件 | |
| 12月末計 | 社 3,424 | 名 47,957 | 前年度累計 | 355,150 | 37,594 | 21,004,125 | 109,692,908 |
| 加 入 | 7 | 71 | 当 月 分 | 735 | 122 | 76,840 | 68,849 |
| 脱 退 | 7 | 144 | 本 年 度 分 | 8,234 | 1,907 | 1,517,400 | 552,064 |
| 1月末計 | 3,424 | 47,884 | 累 計 | 363,384 | 39,501 | 22,521,525 | 110,244,972 |

注：掛金収納額は20.12月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（1月分）

1. 適用

(平成21年1月末現在)

| 設立事業所数 | 加 入 員 数 | | |
|--------|---------|------|--------|
| | 男 | 女 | 計 |
| 368社 | 4,145人 | 650人 | 4,795人 |

2. 給付

裁定状況

(平成21年1月末現在)

| | 当 月 分 | | 年 度 累 計 | |
|---------|-------|-----------|---------|------------|
| | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 |
| 第1種退職年金 | 8 | 3,680,800 | 75 | 41,606,600 |
| 第2種退職年金 | 63 | 8,548,300 | 314 | 56,351,000 |
| 選択一時金 | 9 | 6,359,000 | 110 | 73,592,000 |
| 脱退一時金 | 36 | 8,119,200 | 349 | 70,194,800 |
| 遺族一時金 | 1 | 739,400 | 10 | 4,924,100 |

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成21年1月末現在)

| | |
|------|------------------|
| 信託資産 | 12,108,323,227 円 |
| 合 計 | 12,108,323,227 円 |

建 災 防

1. 平成22・23年度入札参加資格審査における「会員証明書」交付条件の変更等について

当協会支部の事業運営につきましては、平素から特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にお知らせしておりますように、平成22・23年度の「宮崎県入札参加資格審査」においては、当協会支部の会員事業場が当協会支部主催の各種講習会等（平成20年4月～平成21年8月までの間）に2名以上又は同一人が2回以上受講している実績がある場合のみ、「**会員証明書**」を交付することになりましたので御注意頂くようお願い致します。

また、「会員証明書」の様式も次（大きさは原寸の約半分）のように変更され、当協会支部主催の各種講習会等（平成20年4月～平成21年8月までの間）に2名以上又は同一人が2回以上受講した「修了証の写」を添付して頂くこととなります。

会 員 証 明 書

下記の事業場は、当協会支部が実施した各種技能講習等の受講実績がある会員であることを証明します。

記

- 1 事業場所在地
- 2 事業場の名称
- 3 代表者職氏名

平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会宮崎県支部
支部長 永野 征四郎

留意事項：当協会支部主催の各種講習会等（平成20年4月～平成21年8月までの間）に2名以上又は同一人が2回以上受講した「修了証の写」を添付して下さい。

2. 技能講習修了証等の「即日交付」について！

当協会支部が実施している各種技能講習等の「修了証」の交付については、受講者の利便性を考慮し、平成21年度から講習終了日に交付（各種作業主任者は除く）できるように準備をしています。

3. 平成20年度建設業年度末労働災害防止強調月間について

- * 実施期間：平成21年3月1日～3月31日
- * 主 唱：建設業労働災害防止協会
- * 後 援：厚生労働省・国土交通省

I 趣 旨

年度末は、公共工事等の多くが完工時期を迎えることから、厳しい工程による工事の輻輳化等で、作業間の連絡調整の不足、作業指示の不徹底、過重労働等により安全衛生管理が不十分となり、労働災害が多発することが憂慮される。したがって、これらに対処するため、建設業労働災害防止協会の主唱、厚生労働省・国土交通省の後援により、3月1日から3月31日までを「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、労働災害防止の徹底を図るための運動を展開するものとする。

このため本強調月間を契機として、経営トップをはじめ関係者は、労働災害防止の重要性についてさらに認識を深め、店社と作業所との緊密な連携のもとに、安全で快適な職場づくりに努めるものとする。

特に、労働災害のより一層の減少を図るために、リスクアセスメントを確実に実施するとともに、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）」の導入、実施によって、「計画・実施・評価・改善」のいわゆるPDCAサイクルを効率的に回し、安全衛生水準の継続的な向上を図ることが重要であることから、これらの積極的な推進に努めることとする。

II 実施機関

平成21年3月1日～3月31日

III 会員が実施する事項

会員は、本実施要領の趣旨を踏まえ「作業間の連携調整及び作業指示の徹底」「作業員の健康状態の把握と適正な配置」等を行い、「無理な作業の排除」に努め、さらに「休憩設備等の職場環境を整備」とともに、企業の実情に即して店社と作業所が一体となり下記の重点事項を積極的に展開するものとする。

IV 重点事項

- 1 経営トップ等による特別安全パトロールの実施
- 2 リスクアセスメントの確実な実施
 - (1) リスクアセスメントを実施するための体制づくり及び情報の入手
 - (2) 施工計画書、工事安全衛生計画書、作業手順書等作成時のリスクアセスメントの結果に基づくリスク低減措置の実施
 - (3) リスクアセスメントを取り入れる等による危険予知活動の活性化
- 3 安全衛生教育の推進
 - (1) 統括安全衛生責任者、職長・安全衛生責任者等の管理監督者等に対するリスクアセスメント教育の実施

-
- (2) 各種安全衛生業務従事者に対する能力向上教育、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施

4 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底

5 解体・改修工事の災害防止対策の徹底

- (1) コンクリート造の工作物（その高さが5 m以上のものに限る）の解体又は破壊の作業について、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の選任とその指揮による作業の実施
- (2) コンクリート造等の工作物の解体等作業について、構造物の状況等の調査に基づく作業計画の策定とこれに基づく作業の実施
- (3) 感電災害防止のため、活線作業を禁止し、安全ブレーカーを落して検電器による活線でないことの確認
- (4) ガス管等の公共施設の切断にあたり、図面確認及び各施設管理者立会いによる作業の実施
- (5) 石綿含有建材等の解体等の作業について石綿作業主任者の選任とその指揮による作業の実施
- (6) 石綿含有建材等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の実施

6 交通労働災害防止対策の徹底

- (1) 運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理の実施
- (2) マイクロバス等の通勤使用について、安全な通勤経路の選定、所要時間を考慮した運行計画の作成、作業終了後の運転者に対する休養の配慮
- (3) 工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定等計画的な実施
- (4) 運転開始前点検の確実な実施
- (5) 飲酒運転の厳禁
- (6) 過積載の禁止
- (7) 運転中の携帯電話使用禁止
- (8) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態の把握

7 不安全行動による災害防止対策の徹底

- (1) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」、「グーパー運動」等の積極的な実施
- (2) リスクアセスメントを取り入れた作業手順の周知
- (3) 作業変更時の連絡調整、作業指示等の再徹底
- (4) 安全帯等保護具の使用
- (5) 「近道・省略行為」の禁止
- (6) 「送り出し教育」、「新規入場者教育」等の安全衛生教育の実施

8 酸素欠乏症等防止対策の徹底

- (1) 酸素欠乏症等危険作業について、酸素欠乏危険作業主任者の選任とその指揮による作業の実施
- (2) 酸素欠乏症等危険作業に就く作業員に対する特別教育の実施
- (3) 酸素欠乏症等危険場所への酸素濃度等測定器の設置と作業開始前の測定・記録の実施

9 健康管理の徹底

- (1) 作業員の健康状態の把握と心身両面にわたる健康づくりの実施
- (2) 過重労働等による健康障害の防止のための医師による面接指導等の実施

火 薬 協 会

1. 平成21年火薬類保安講習会の開催について

平成21年の火薬関係の各種保安講習会は、次の日程で開催しますのでお知らせします。

- 保安手帳の6ページ右端欄の次回受講期限日が、「平成21年中」と記入されている方は、平成21年中に保安教育を受講しなければ保安手帳の効力が失効します。
- 受講申込は、所定の申込用紙で事前に宮崎県火薬保安協会へ申込んでください。
申込用紙は、各会員事業所や各地区（市）建設業協会等に送付いたします。
- 申込会場が、会場定員を超えたときは、他の講習会場へ変更していただくことがあります。
- 台風災害、講習会場の都合、その他の事由で急きょ会場や日程を変更することがあります。
- 新しく保安手帳の交付申請をされる方は、再教育講習を受講することが必要です。

平成21年火薬関係各種講習会開催日程

| 月 日 | 曜 | 開 催 会 場 | 講 習 会 種 別 | 定員 | 講習時間 |
|--------|---|------------|--------------|-----|-------------|
| 5月28日 | 木 | 宮崎県建設会館 | 責任者、従事者、再教育 | 80 | 10:00～17:00 |
| 6月 4日 | 木 | 高千穂地区建設業協会 | 責任者、従事者 | 120 | 13:00～17:00 |
| 6月11日 | 木 | 都城地区建設業協会 | 責任者、従事者 | 120 | 13:00～17:00 |
| 7月16日 | 木 | 宮崎県建設会館 | 受験対策養成講習会・技術 | 40 | 09:00～16:30 |
| 7月17日 | 金 | 宮崎県建設会館 | 受験対策養成講習会・法令 | 40 | 09:00～16:30 |
| 7月23日 | 木 | 日向地区建設業協会 | 責任者、従事者 | 120 | 13:00～17:00 |
| 7月30日 | 木 | 日南地区建設業協会 | 責任者、従事者 | 80 | 13:00～17:00 |
| 8月 6日 | 木 | 西都地区建設業協会 | 責任者、従事者 | 90 | 13:00～17:00 |
| 8月27日 | 木 | 小林地区建設業協会 | 責任者、従事者 | 80 | 13:00～17:00 |
| 9月10日 | 木 | 宮崎県建設会館 | 責任者、従事者、再教育 | 80 | 10:00～17:00 |
| 9月17日 | 木 | 日向地区建設業協会 | 責任者、従事者 | 120 | 13:00～17:00 |
| 9月30日 | 水 | 高千穂地区建設業協会 | 責任者、従事者 | 120 | 13:00～17:00 |
| 10月 1日 | 木 | 延岡地区建設業協会 | 責任者、従事者 | 120 | 09:00～14:30 |
| 10月22日 | 木 | 高鍋地区建設業協会 | 責任者、従事者 | 80 | 13:00～17:00 |
| 11月19日 | 木 | 宮崎県建設会館 | 責任者、従事者 | 80 | 13:00～17:00 |
| 12月10日 | 木 | 宮崎県建設会館 | 責任者、従事者、再教育 | 80 | 10:00～17:00 |

※ 再教育講習会の講習開始時間は、10:00です。

再教育と同日開催の責任者、事業者講習は、13:00から開始です。

※ 詳細は、宮崎県火薬保安協会（電話0985-25-4678）にお尋ねください。

保安教育 学んでなくそう 火薬事故

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（1月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

| | 当 月 | | | | 累 計 | | | |
|--------|-----|--------|--------|--------|-------|--------|---------|--------|
| | 件 数 | 増 減 率 | 請負金額 | 増 減 率 | 件 数 | 増 減 率 | 請負金額 | 増 減 率 |
| 平成20年度 | 543 | ▲4.6% | 10,071 | ▲14.7% | 4,376 | ▲11.9% | 126,138 | ▲4.0% |
| 平成19年度 | 569 | ▲13.3% | 11,813 | 6.0% | 4,965 | ▲10.8% | 131,328 | ▲15.8% |
| 平成18年度 | 656 | ▲18.4% | 11,149 | ▲6.3% | 5,565 | 2.0% | 155,906 | 10.8% |

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

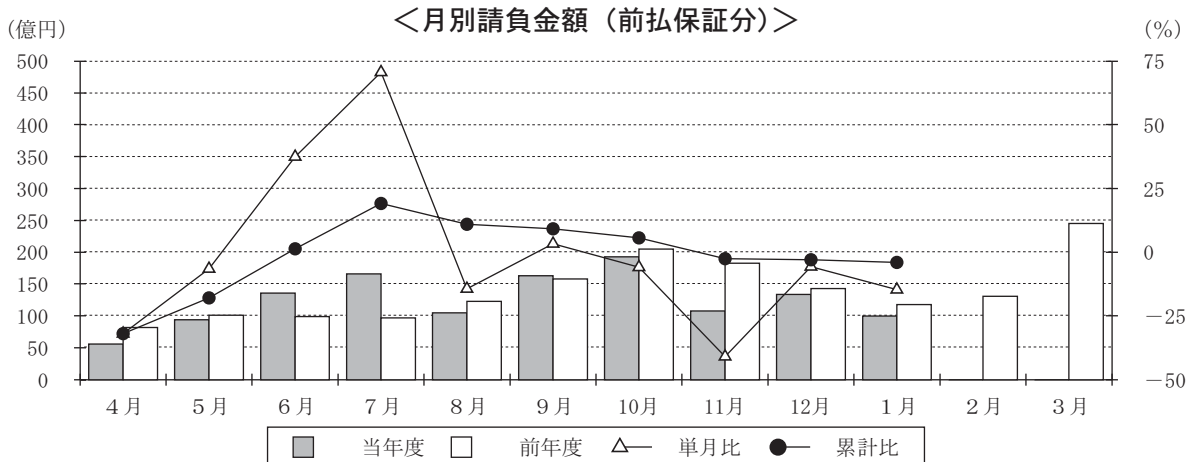
(単位：件、百万円)

| | 当 月 | | | | 累 計 | | | |
|---------|-----|--------|--------|--------|-------|---------|--------|--------|
| | 件 数 | 請負金額 | 増 減 率 | 構 成 比 | 件 数 | 請負金額 | 増 減 率 | 構 成 比 |
| 国 | 40 | 3,953 | 109.7% | 39.3% | 400 | 34,010 | 29.7% | 27.0% |
| 独立行政法人等 | 1 | 15 | ▲98.8% | 0.1% | 62 | 11,223 | 12.3% | 8.9% |
| 県 | 169 | 3,449 | ▲31.8% | 34.3% | 1,478 | 36,906 | ▲18.7% | 29.3% |
| 市 町 村 | 331 | 2,626 | ▲0.4% | 26.1% | 2,391 | 40,888 | ▲12.6% | 32.4% |
| そ の 他 | 2 | 26 | ▲97.2% | 0.2% | 45 | 3,109 | 6.1% | 2.4% |
| 計 | 543 | 10,071 | ▲14.7% | 100.0% | 4,376 | 126,138 | ▲4.0% | 100.0% |

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

| | 当 月 | | | | 累 計 | | | |
|-------|-----|--------|--------|--------|-------|---------|--------|--------|
| | 件 数 | 請負金額 | 増 減 率 | 構 成 比 | 件 数 | 請負金額 | 増 減 率 | 構 成 比 |
| 宮 崎 | 113 | 2,197 | ▲25.6% | 21.8% | 970 | 30,694 | 3.6% | 24.3% |
| 高 岡 | 16 | 426 | 371.9% | 4.2% | 150 | 3,967 | 23.5% | 3.1% |
| 西 都 | 29 | 454 | 56.7% | 4.5% | 214 | 4,510 | 19.8% | 3.6% |
| 高 鍋 | 14 | ▲142 | - | - | 206 | 7,130 | ▲14.3% | 5.7% |
| 日 南 | 60 | 1,421 | 85.6% | 14.1% | 386 | 11,538 | 91.1% | 9.2% |
| 串 間 | 25 | 1,088 | 59.0% | 10.8% | 164 | 2,873 | ▲28.5% | 2.2% |
| 都 城 | 51 | 997 | ▲24.3% | 9.9% | 590 | 13,120 | ▲27.5% | 10.4% |
| 小 林 | 48 | 447 | 30.0% | 4.4% | 406 | 9,179 | 18.4% | 7.3% |
| 日 向 | 100 | 1,074 | ▲46.5% | 10.7% | 571 | 17,100 | ▲15.8% | 13.6% |
| 延 岡 | 57 | 1,597 | ▲27.8% | 15.9% | 455 | 20,110 | ▲15.8% | 15.9% |
| 西 臼 杵 | 30 | 509 | ▲35.6% | 5.1% | 264 | 5,912 | ▲6.2% | 4.7% |
| 計 | 543 | 10,071 | ▲14.7% | 100.0% | 4,376 | 126,138 | ▲4.0% | 100.0% |



試験・研修等のご案内

1. 平成21年度浄化槽設置者講習会の開催について

目 的 浄化槽に関しての手續や、施工及び維持管理等について理解していただくために実施するものです。

(みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第53条)

浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽の機能を正常に維持するために必要な基礎的な知識を習得させることを目的として県が行う講習会又は指定する講習会を受けるよう努めるものとする。

受講対象者 浄化槽の設置を予定している者（代表者による受講は、同居成人に限ります。）

時 間 受付：午後1時30分～午後2時 講習：午後2時～午後3時

開催場所及び日程

| 開 催 場 所 | 開 催 月 日 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 中央保健所 (宮崎市霧島1-1-2) | 8(水) 22(水) | 20(水) | 10(水) 24(水) | 15(水) | 12(水) 26(水) | 16(水) | 14(水) 28(水) | 18(水) | 2(水) 16(水) | 20(水) | 10(水) 24(水) | 17(水) |
| 日南保健所 | 21(火) | 19(火) | 16(火) | 21(火) | 18(火) | 15(火) | 20(火) | 17(火) | 15(火) | 19(火) | 16(火) | 16(火) |
| 都城保健所 | 3(金) | 1(金) 29(金) | 5(金) | 3(金) 24(金) | 7(金) | 4(金) 25(金) | 2(金) | 6(金) 27(金) | 4(金) | 8(金) 29(金) | 5(金) | 5(金) 26(金) |
| 小林保健所 | 8(水) | 13(水) | 10(水) | 8(水) | 12(水) | 9(水) | 14(水) | 11(水) | 9(水) | 13(水) | 10(水) | 10(水) |
| 高鍋保健所 | 17(金) | 15(金) | 19(金) | 17(金) | 21(金) | 18(金) | 16(金) | 20(金) | 18(金) | 15(金) | 19(金) | 19(金) |
| 日向保健所 | 14(火) 28(火) | 12(火) 26(火) | 9(火) 23(火) | 14(火) 28(火) | 11(火) 25(火) | 8(火) 29(火) | 13(火) 27(火) | 10(火) 24(火) | 8(火) 22(火) | 12(火) 26(火) | 9(火) 23(火) | 9(火) 23(火) |
| 延岡保健所 | 15(水) | 20(水) | 17(水) | 15(水) | 19(水) | 16(水) | 21(水) | 18(水) | 16(水) | 20(水) | 17(水) | 17(水) |
| 高千穂保健所 | 9(木) | 21(木) | 18(木) | 9(木) | 13(木) | 10(木) | 8(木) | 12(木) | 10(木) | 14(木) | 4(木) | 11(木) |
| 都中央公民館 | 16(木) | 21(木) | 18(木) | 16(木) | 20(木) | 17(木) | 15(木) | 19(木) | 17(木) | 21(木) | 18(木) | 18(木) |
| 串間エコクリーンセンター | 2(木) | | 4(木) | | 6(木) | | 1(木) | | 3(木) | | 4(木) | |
| 西都児湯クリーンセンター | 10(金) | 8(金) | 12(金) | 10(金) | 14(金) | 11(金) | 9(金) | 13(金) | 11(金) | 8(金) | 12(金) | 12(金) |
| えびの市文化センター | 22(水) | 27(水) | 24(水) | 22(水) | 26(水) | 30(水) | 28(水) | 25(水) | 25(金) | 27(水) | 24(水) | 24(水) |
| 美郷ニューホープセンター | | | 15(月) | | | | | | | 18(月) | | |

※ 浄化槽の設置を予定している人は、事前にこの浄化槽設置者講習会を受講してください。

※ 講習会はどの会場で受講されても構いません。

※ 受講料は無料です。

※ 受講の際は、浄化槽の設置場所の住所及び建築物用途等の情報がわかるようにしてお越し下さい。

問い合わせ先 ●最寄りの保健所及び会場

中央保健所 ☎0985-28-2111 小林保健所 ☎0984-23-3118 延岡保健所 ☎0982-33-5373
 日南保健所 ☎0987-23-3141 高鍋保健所 ☎0983-22-1330 高千穂保健所 ☎0982-72-2163
 都城保健所 ☎0986-23-4504 日向保健所 ☎0982-52-5101

都城市中央公民館 都城市姫城町7-8 (都城市下水道課 ☎0986-23-5921)

串間エコクリーンセンター 串間市大字南方1118 (串間市市民生活課 ☎0987-72-1111(代))

西都児湯クリーンセンター 西都市大字南方6548-1 (西都市生活環境課 ☎0983-43-3485)

えびの市文化センター えびの市大字大明司2146-2 (えびの市健康生活課 ☎0984-35-1111(代))

美郷ニューホープセンター 美郷町西郷区田代1870 (美郷町福祉保健課 ☎0982-66-3604)

●社団法人宮崎県浄化槽協会 ☎0985-24-5103

どうなる？ 今年の住宅税制

昨年12月に政府・与党で決定された税制改正案では、住宅税制に関する大幅な優遇策が打ち出されました。

住宅取得で相次ぐ優遇策

住宅取得に関する優遇策が次々と打ち出されています。例えば、最大控除額 600 万円という過去最大規模の住宅ローン減税が打ち出されました。住宅の長寿命化を促進する新法も制定され、長期優良住宅に対する優遇策も講じられます。太陽光発電の補助制度などもスタートします。将来世代へと受け継ぐ良質な住まいの取得への大きな支援です。

最大控除額は600万円

政府・与党では、09年度の税制改正案に、過去最大規模の住宅ローン減税を盛り込みました。

世界的な金融不安の影響で、日本経済が後退局面に突入するなか、住宅市場を景気浮揚の突破口にしようという狙いから、過去最大規模の住宅ローン減税と新たな支援策を打ち出したのです。

新たな住宅ローン減税では、一般住宅の場合、最大控除額は 500 万円にまで拡充されます。また、住宅の長寿命化などに向けて、ある一定以上の措置を講じた長期優良住宅については、最大控除額は 600 万円に達します。

ちなみに、08 年 12 月 31 日まで実施されていた制度では、10 年または

15 年の控除期間を選択することができ、借入限度額は 2000 万円でした。そのうえで、それぞれの期間に応じて所得税が控除されるというもので、最大控除額は 160 万円。ですから、今度の減税は実に 4 倍近い控除額になるわけです。

長期優良住宅については、長寿命化だけでなく、省エネや耐震といった面でも優れた性能が求められます。性能や品質がより高い住宅であれば、減税により生まれるメリットも大きくなるというわけです。

2013 年までの居住年に応じて控除額が変わる仕組みになっています(下図参照)。

一般住宅の場合には 09 年と 10 年に入居したケースで減税メリットが最も



住宅ローン減税、過去最大規模に

大きくなっています。

長期優良住宅では 09 年、10 年、11 年に入居すると、より大きな支援を受けられます。

つまり、入居年が早いほど受けられる支援が増えるというわけです。

新たな住宅ローン減税の対象者のうち、所得税からの控除に残額が出た場合、翌年度分から住民税を減額します。控除額は所得税の課税総所得金額等の額に 5% を乗じて得た額(最高 9 万 7,500 円)です。

住民税からの控除も

新しいローン減税制度では、所得税だけでなく住民税からの控除も行われることとされています。

これまでの住宅ローン減税制度については、所得税だけを対象にしてきました。

その結果、より多くの所得税を納税している方が減税措置の恩恵を受けやすいという状況があったのです。

07 年 1 月、国税である所得税から地方税である住民税への約 3 兆円の税源移譲が行われました。これにより、多くの納税者の所得税が減り、住民税が増えました。所得税が減ると、自ずと住宅ローン減税の控除額も減るのです。

そこで、所得税で控除額を十分にカバーできない場合、住民税も控除の対象に加えるわけです。

新たに投資型の減税も

「長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除」も新設されることとされています。投資型の減税と言われるもので、ローン減税制度を活用せずに長期優良住宅を取得する方を対象にしたものです(裏面に詳細記事)。

この投資型の減税制度は居住用資産の買い換え特例との併用が可能です。これは、住宅の買い換えに伴う譲渡所得に対する課税が繰り延べられる制度です。

ローンの有無に関わらず、より快適な住環境を手に入れるための思い切った支援です。

新たな住宅ローン減税の概要

●一般住宅の場合

| 居住年 | 控除期間 | 住宅借入金等の年末残高の限度額 | 控除率 | 最大控除額 |
|-----|------|-----------------|------|-------|
| 09年 | 10年間 | 5,000万円 | 1.0% | 500万円 |
| 10年 | 10年間 | 5,000万円 | 1.0% | 500万円 |
| 11年 | 10年間 | 4,000万円 | 1.0% | 400万円 |
| 12年 | 10年間 | 3,000万円 | 1.0% | 300万円 |
| 13年 | 10年間 | 2,000万円 | 1.0% | 200万円 |

●長期優良住宅の場合

| 居住年 | 控除期間 | 住宅借入金等の年末残高の限度額 | 控除率 | 最大控除額 |
|-----|------|-----------------|------|-------|
| 09年 | 10年間 | 5,000万円 | 1.2% | 600万円 |
| 10年 | 10年間 | 5,000万円 | 1.2% | 600万円 |
| 11年 | 10年間 | 5,000万円 | 1.2% | 600万円 |
| 12年 | 10年間 | 4,000万円 | 1.0% | 400万円 |
| 13年 | 10年間 | 3,000万円 | 1.0% | 300万円 |

平成20年4月から 建設共済が変わりました!

新規は4月1日契約開始日から
既契約は4月以降の契約更新日から

1. **被災者補償契約**と**諸費用補償契約**に分離し、
同額の共済金区分で同時加入
2. 共済金区分は従来の1/2
(両契約とも最高2,000万円から500万円の4区分)
3. 両契約の合計掛金額は従来と同額
4. 共済金支払い

(1) 被災者補償契約

- ①被災者が自社雇用労働者の場合、共済団は契約金額の全額を契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の全額を被災者等へ支払っていただきます。
 - ②被災者が下請雇用労働者の場合、共済団は契約者と被災者等の合意額を契約共済金の
範囲内で契約者へ支払います。
契約者は受領した共済金の合意額を被災者等へ支払っていただきます。
- 被災者等の受領書等支払いを証する書類の提出が必要です。

(2) 諸費用補償契約

契約金額の全額*を支払います。

*「被災者補償契約」の共済金を被災者等に全く支払わない場合は、「諸費用補償契約」の共済金は支払いません。既に「諸費用補償契約」の共済金を受領している場合は、全額返還していただきます。

法定外労災補償制度
建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>